

名張市印鑑条例の一部改正について

1. 条例改正の趣旨

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、多機能端末機（コンビニエンスストア等のマルチコピー機）における印鑑登録証明書の交付に当たっての電子証明書の確認は、個人番号カード（マイナンバーカード）によることのほか、移動端末設備（スマートフォン）での対応を可能とするため、名張市印鑑条例の改正を行おうとするものです。

2. 条例改正の内容

個人番号カードを印鑑登録証として利用する者が、移動端末設備に移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録することにより、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を利用して印鑑登録証明書の交付を受けることができることとなります。

3. 令和4年度の印鑑登録証明書交付実績

窓口交付	12,436件（証明コーナーのみ）
多機能端末機交付	2,859件
合計	15,295件

（参考）

- ・本市の個人番号カードの交付枚数は、52,392枚（交付率：68.12％）です。
- ・うち個人番号カードを印鑑登録証として利用している者は、8,207人（割合：約15.66％）です。（令和5年5月1日現在）

4. 施行期日

公布の日から施行します。